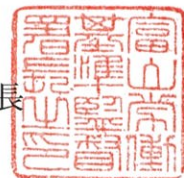




富山基発 0605 第 1 号の 2
令和 7 年 6 月 5 日

富山県建設業協会 富山支部
支部長 高尾 道明 殿

富山労働基準監督署長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素から労働基準行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に建設業における労働災害の死亡者数は減少傾向にあるものの、令和 6 年の死亡者数は 227 人となっており、全産業（740 人）に占める建設業の割合は 30.6%と業種別では最も高い割合となっています。

また、富山労働基準監督署管内（富山市内）では、令和 6 年の死亡者数は 0 人でしたが、休業 4 日以上之死傷者数は 62 人となっており、令和 5 年の 50 人に対して 24.0%の増加となっております。

令和 6 年の労働災害の内訳を見ると、「墜落・転落」による死傷者が全体の 37.1%を占めており、全国の建設業の死亡者の 4 割弱が「墜落・転落」によるものであることを鑑みると、依然として当署管内でも災害防止に向けた取り組みが必要であると認識しております。

厚生労働省では従前より労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年計画）において建設業では「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント」の定着を重点課題として取り組みを進めているところですが、今般、別添の「令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」により更なる労働災害防止対策の推進を図っているところです。

つきましては、貴団体におかれましても傘下の会員事業者に対し、別添の「令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」をご周知いただき、建設業の安全衛生対策の推進に引き続き特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。



富山基発 0605 第 1 号の 3
令和 7 年 6 月 5 日

富山市建設業協会
会長 小林 奨 殿

富山労働基準監督署長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素から労働基準行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に建設業における労働災害の死亡者数は減少傾向にあるものの、令和 6 年の死亡者数は 227 人となっており、全産業（740 人）に占める建設業の割合は 30.6%と業種別では最も高い割合となっています。

また、富山労働基準監督署管内（富山市内）では、令和 6 年の死亡者数は 0 人でしたが、休業 4 日以上之死傷者数は 62 人となっており、令和 5 年の 50 人に対して 24.0%の増加となっております。

令和 6 年の労働災害の内訳を見ると、「墜落・転落」による死傷者が全体の 37.1%を占めており、全国の建設業の死亡者の 4 割弱が「墜落・転落」によるものであることを鑑みると、依然として当署管内でも災害防止に向けた取り組みが必要であると認識しております。

厚生労働省では従前より労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年計画）において建設業では「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント」の定着を重点課題として取り組みを進めているところですが、今般、別添の「令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」により更なる労働災害防止対策の推進を図っているところです。

つきましては、貴団体におかれましても傘下の会員事業者に対し、別添の「令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」をご周知いただき、建設業の安全衛生対策の推進に引き続き特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。



富山基発 0605 第 1 号の 4
令和 7 年 6 月 5 日

建設業労働災害防止協会富山県支部 富山分会
分会長 石坂 兼人 殿

富山労働基準監督署長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素から労働基準行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に建設業における労働災害の死亡者数は減少傾向にあるものの、令和 6 年の死亡者数は 227 人となっており、全産業（740 人）に占める建設業の割合は 30.6%と業種別では最も高い割合となっています。

また、富山労働基準監督署管内（富山市内）では、令和 6 年の死亡者数は 0 人でしたが、休業 4 日以上之死傷者数は 62 人となっており、令和 5 年の 50 人に対して 24.0%の増加となっております。

令和 6 年の労働災害の内訳を見ると、「墜落・転落」による死傷者が全体の 37.1%を占めており、全国の建設業の死亡者の 4 割弱が「墜落・転落」によるものであることを鑑みると、依然として当署管内でも災害防止に向けた取り組みが必要であると認識しております。

厚生労働省では従前より労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年計画）において建設業では「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント」の定着を重点課題として取り組みを進めているところですが、今般、別添の「令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」により更なる労働災害防止対策の推進を図っているところです。

つきましては、貴団体におかれましても傘下の会員事業者に対し、別添の「令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」をご周知いただき、建設業の安全衛生対策の推進に引き続き特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。